

熊本県監査委員公告第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年（2023 年）11 月 27 日から令和 6 年（2024 年）1 月 29 日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）8 月 6 日

熊本県監査委員	藤 井 一 恵
同	竹 中 潮
同	城 下 広 作
同	河 津 修 司

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 阿蘇中央高等学校	（物品の管理について） 備品の管理及び処分について、次の課題がある。 （1）重要備品である田植機（平成 3 年（1991 年）取得）を適切な手続を経ずに職員が借用し、許可なく処分し亡失している。 （2）一般備品である執務用椅子 2 脚を購入しているが、翌年度に登録している。 物品取扱規則等に基づき、備品の管理及び処分は適正に行うこと。	（1）今回の重要備品の亡失に至った経緯や原因について全職員へ周知し、備品管理について意識づけを行った。また、全備品について現物確認を行い、備品の亡失防止を徹底するとともに、不要物品については、処理計画を作成し、適切な手続により処分する体制づくりを行った。 （2）支出担当者と物品担当者でダブルチェックを行うとともに、執行表等もすべての事務職員で確認することで再発防止対策を強化した。また、事務職員全員で情報（原因等）を共有し、再発防止に向けて業務に対する意識を強化した。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 黒石原支援 学校	(所得税の源泉徴収について) 令和 3 年(2021 年)分の年末調整訂正に伴い期限後納付が発生し、延滞税 1,100 円が発生している。 年末調整手続において、組織的なチェックを徹底するとともに、再発防止に努めること。	今回の事案について、職員全体に周知し、年末調整及び納税の重要性について説明するとともに、注意喚起を行った。今後の年末調整事務においては、以下のとおり再発防止に取り組むこととした。 ①年末調整申告書類等は職員会議で配付し、丁寧な説明を行う。注意喚起するだけでなく、職員1人1人が納税者であることの自覚を促す。 ②事務担当者は、申告書類が提出される毎に確認を行う。申告の誤りがあった場合は、その事例について朝会等でその都度周知することで、職員の意識向上につなげる。 また、事務室では、主査、副査によるダブルチェックから、事務職員全員によるチェックを行うなどの体制強化により、漏れを防ぐ。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの